

防火対象物 点検報告

(消防法第8条の2の2)

あなたの建物は
大丈夫？



防火対象物点検報告制度とは？

階段に物が置かれ避難ができない状況になっていないかなどの火災予防に関する事項を防火対象物点検資格者に点検させ、結果を1年に1回、消防署長に報告する制度です。

建物の所有者や事業所（テナント）ごとに報告義務があります。

詳しくは[ホームページ](#)をご覧ください。



消防設備等を点検する**消防用設備等点検報告制度とは異なる制度**です。

点検・報告の流れ

1

建物のオーナー、事業所の代表者等は、**防火対象物点検資格者**に点検を依頼します。

点検業者一覧等については、[ホームページ](#)をご確認ください。



2

防火対象物点検資格者は**防火管理上必要な業務等**が基準に適合しているかどうかを点検し、その結果を報告書にまとめます。



3

建物のオーナー、事業所の代表者等は、その報告書を**年1回**建物を管轄する消防署又は出張所の窓口へ**提出**してください。





点検が義務となる建物なのか確認してみよう！！ (簡易フローチャート)

1

建物内には、遊技場、飲食店、物品販売店舗、宿泊所、診療所など、**不特定多数の人が出入り**する事業所がありますか？

いいえ

はい

2

防火管理者の選任義務がありますか？

〔 建物全体の収容人員が**30人以上**
※ 一部の社会福祉施設が入る建物は**10人以上** 〕

いいえ

はい

3

建物全体の収容人員は、**300人以上**ですか？



はい

いいえ

4

1の事業所が、**地階**又は**3階以上**の階にありますか？

いいえ

はい

5

階段は**屋内階段**で**1か所のみ**ですか？

いいえ

はい

1年に1回点検と報告が必要です

点検する必要はありません



特例認定された建物又は事業所は、3年間点検及び報告が免除されます。



アプリを使って次回報告日を自動通知しよう！！

まずはアプリをダウンロード！！

~やり方~

- ①ボトムメニュー「スケジュール」を選択
- ②右下の「+」を選択し「予定の登録」画面へ
- ③「各種届出」の「防火対象物点検結果報告書」を選択
- ④予定日（次回点検報告日）や通知を設定

東京消防庁
公式アプリ

ダウンロードはこちら！



iOS版



アンドロイド版

